

訴 状

平成26年1月21日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告 大西 秀宜 印

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

請求の趣旨 別紙記載のとおり

請求の原因 別紙記載のとおり

事件名 債務不履行事件

訴訟物の価格 303万円

ちょう用印紙額 円

予納郵便切手 円

付 属 書 類

- |   |    |  |     |
|---|----|--|-----|
| <input checked="" type="checkbox"/> 資格証明書 | 3通 | <input type="checkbox"/> 不動産登記簿謄本        | 通   |
| <input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書        | 通  | <input checked="" type="checkbox"/> 書証写し | 各4通 |

## 当 事 者 目 録

〒

住所 (送達場所)

原 告 大西 秀宜

電 話 (070-6969-9177)

〒101-0021

住所 東京都千代田区外神田六丁目1番地8号 思い出ビル

被 告 1 株式会社 A K S

代表者 代表取締役 窪田 康志

電 話 (03-5298-8648)

〒112-0013

住所 東京都文京区音羽1丁目2番3号

被 告 2 キングレコード株式会社

代表者 代表取締役 重村 博文

電 話 (03-3945-2131)

〒106-6126

住所 東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

被 告 3 グーグル株式会社

代表者 代表取締役 有馬 誠

電 話 (03-6834-9000)

F A X (03-6834-9001)

## 請 求 の 趣 旨

1. 被告1及び被告2は、原告が購入した金3万円に及ぶCD付属の握手券にて保証された握手に関する債務を履行せよ。
  2. 被告1及び被告2は、原告に対して課した、CD購入時における握手券選択にあたる制約を一切撤回せよ。
  3. 被告1及び被告3は、Google+サービスにおいて原告が見られる表示内容を、一般利用者が見られる表示内容と同一とせよ。
  4. 被告1及び被告2、被告3は、原告に対し共同で、慰謝料300万円及びこれに対する平成25年11月24日より支払い済みに至るまでに民法所定の年5分の割合により遅延損害金を支払え。
  5. 訴訟費用は被告1および被告2、被告3共同での負担とする。
- との判決ならびに仮執行の宣言を求める。

## 請 求 の 原 因

### 第 1 当事者

1. 原告は、現在〇〇区に住んでおり、被告 1 及び被告 2 が株式会社キャラアニに委託し共同で販売する CD を購入し、それに付属する”握手券”にて、被告 1 に所属する岩田華怜と平成 25 年 11 月 23 日ほかに握手をする権利を有した者である。平成 12 年 4 月より日立製作所にて勤務していたが、公益通報したにも関わらず平成 24 年 6 月に懲戒解雇されたことを不当として、実名でインターネット上にて訴えている。
2. 被告 1 は、アイドルグループ AKB48 を運営する会社である。
3. 被告 2 は、レコード会社であり、被告 1 の経営するアイドルグループ AKB48 に関する CD の製作・販売を行っている会社である。
4. 被告 3 は、インターネット検索サイト” Google” に代表される、インターネットサービスを世界的に展開する企業の日本法人である。被告 1 と共同で、” AKB48 Now on Google+” サービスを展開している。

### 第 2 違法事実

1. 被告 1 及び被告 2 は、平成 25 年 11 月 24 日に、原告に対し、正当な理由を示すことなく、原告の所有する握手券（甲第 3 号証）にて握手する権利のある岩田華怜との握手を認めず、返金にて対応すると一方的に告げ、債務の履行を拒否した。同日だけでなく、12 月 1 日及び平成 26 年 2 月 22 日の握手に関しても拒否した。また原告に対し今後の岩田華怜に対する握手券の購入はできなくするとも通告した。
2. これ以前、原告は平成 24 年 4 月頃より、被告 1 が被告 3 と共同で運営する Google+ サービスにおいて、原告が投稿した内容が原告のアカウントからしか見られず、他人からは削除したように見えるという事象が発生した（甲第 1 号証）。このためインターネット “2ちゃんねる”

において、原告の記載のみが消されるとして揶揄されることとなった。原告が 1. に起因する名誉毀損及び侮辱を受けるまでに、原告が AKB48 ファンの間で厄介者であるという評判が拡大する原因となった。

3. Google+サービスにおいて、当該仕様はどこにも記載されていないものであり、当該行為に関して被告 1 や被告 3 に対してクレームを上げた（甲第 1 号証）が、被告 1 や被告 3 からは一切の回答がない。Google には明確な仕様の規定が掲載されておらず、現在原告が Google+ 上に記入した文章が、誰から見えて誰から見えないのかが分からない状態である。すなわち、被告 1 及び被告 3 からの説明がない現状、Google+ 上において原告の言論の自由は現在も侵害され続けている。

### 第 3 経緯

1. 原告は、平成 23 年に原告 1 が運営する AKB48 のファンとなり、特に同年 9 月、メンバーである岩田華怜を一推しとして以降、ほぼ毎日のように劇場ロビー設置のプロジェクタにおける無料公演鑑賞、通称“ロビ観”に通うようになった。原告は現在も頻繁に“ロビ観”を行い、その模様をインターネットに掲載し続けている。
2. 原告は同年 10 月に岩田華怜の握手に初めて参加し、“おーにっちゃん”というニックネームをつけてもらった。
3. 同年 11 月 1 日には岩田華怜ら 12 期研究生へのファンレターが解禁され、原告は 11 月 1 日よりほぼ毎日岩田華怜に対してファンレターを出し続けている。特に翌平成 24 年 7 月からは毎日欠かさず出している。
4. 同年 12 月 8 日には、被告 1 が被告 3 と共同で“AKB48 Now on Google+”サービスを開始し、AKB48 メンバーの書き込みに対してファンがコメントできるようになった。他のファン達は短文コメントしかしなかったため、その中においてあれこれと考え、長文で思いを伝

える原告は、ファン達からきわめて目立つ存在となり、ファン達の攻撃の的となった。原告は、インターネット上に侮辱コメントが書かれるだけでなく、握手会にて大勢から取り囲まれるような事態も発生していた。

5. しかし、岩田華怜をはじめとしたメンバーは、原告が記載した内容を汲み取り、その通りの記載や行動を実践してくれていた。そのようなことを原告が感じることは頻繁にあった。原告はメンバーに対し、意図が伝わっている感触があった。
6. 原告が平成 24 年 1 月 7 日の握手会に出向いたとき、岩田華怜は両隣のレーンのメンバーに呼びかけ、「おーにっちゃんが来た！」と伝えてくれた。岩田華怜にとって原告はよほど自慢のファンであったことが想像された。また他のメンバーのレーンに初めて行ったときも、原告が「おーにっちゃんが来ました」と挨拶すれば、「華怜！」と言ってくれるメンバーが何人もおり、岩田華怜が原告について良いうわさをしているであろうことが想像された。すなわち、原告がファン達から揶揄される岩田華怜へのほぼ毎日のファンレターも、Google+への長文の書き込みも、岩田華怜をはじめとしたメンバーからは好意的に受け取られていることが想像された。
7. しかし、同年 3 月頃より、岩田華怜の原告に対する握手時における対応がよそよそしく、明らかにおかしくなった。そして Google+においても、原告に対してアクセスブロックをしてきた。
8. 原告は、同年 4 月 8 日の握手会において、アクセスブロックをしてきた岩田華怜及び田野優花に対して、「ファンに対して表現をするべきアイドルが、まず自分が思うことを表現もせず、一方的にアクセスブロックするとは問題であると思う」と、握手券 5 枚（約 50 秒）を用いた握手にて静かに言ったところ、岩田華怜は「私は表現してきたけれ

ども、あなたは分かってらっしゃらない」と言って拒絶した。そして原告が去った後、岩田華怜も田野優花も泣いてしまった。丁度田野優花が泣くところを見ていたファンがおり、原告はそのファンが集めたファンらに取り囲まれる事態に発展した。

9. しかし、1ヶ月に1回程度、数分程度の握手でしか直接会えないにもかかわらず、岩田華怜が表現してきたことを原告が理解しなかった、だからアクセスブロックするのだと、原告が岩田華怜から責められねばならぬのは極めて不可解である。そもそも岩田華怜から見て原告は客なのである。この時点で、被告1において岩田華怜らメンバーに対する強要が為されているように、原告は推測した。
- 10.そして同日、会場内で原告を小突き、名前も告げずに、「メンバーが傷ついている」と言ってきたのが、被告1に所属するマネージャーの寺門朝広である。寺門は、同じく原告1に所属する劇場スタッフに案内されて原告を見つけ出したのであった。原告は、「お前誰や！」と言い、それではじめて寺門は名前を名乗ったと記憶している。
- 11.原告は、「メンバーが傷ついているようが、学生であるメンバーは成長の途上であり、メンバーの考えが誤っている場合には言わねばならぬ」として、寺門に対して逆に意見した。しかし寺門と原告とは話が噛み合わず、また原告は今後の握手の予定に対し時間がなかったため、寺門との会話を打ち切り立ち去った。どうも寺門が岩田華怜らメンバーに対する強要を実行しているように、原告は推測した。
- 12.その前後か、さらに数ヶ月前か覚えていないが、被告1及び被告3が運営するGoogle+サービスにおいて、被告1メンバーの書き込みに対する原告やその他利用者のコメントが削除される事象が頻発していた。たとえば、被告1のビジネスについて意見を書いた場合に、削除される確率が高かったと原告は認識する。

- 13.これを受け、原告は被告1戸賀崎智信や、被告1関係者秋元康らの投稿に対して、「被告1のビジネス上、被告1内に規定があり、削除すべき場合があるのは理解するが、その規定が一切明記されておらず、利用者は自分の投稿がいつどのような判断にて削除されるかわからないのは問題であり、規定の明記を要求する」旨を、頻繁にコメントし主張していた。
- 14.すると、同年4月頃より、Google+サービス上にて原告のコメントが削除されることがなくなった。原告は、被告1及び被告3が、考えを改めてくれたのだろうと好意的に受け取った。しかし、あるときふとログインしていない状態で画面を見たところ、原告が投稿したはずの投稿が表示されていない事象を発見した。ログインした後に画面を見たところ、確かに原告の投稿は表示されていた。こうして原告は、**甲第1号証**に示す状況を知るに至った。
- 15.同時期に、Google+において、原告は被告1と極めて密接な関係がある、秋元康からもアクセスブロックされた。それ以前より原告は、12.に示す削除の頻発を受けたこともあり、13.に記載する苦情と共に、秋元康のコメント欄に、ビジネスに関する意見をとりわけたくさん記載していた。これは、秋元康は広範な意見を検討すべきプロデューサーであり、かつ、秋元康のコメント欄は比較的削除されづらいとの経験則があったからである。その上で秋元康が原告に対してアクセスブロックをしてきたことから、秋元康が原告に対して何らかの感情を抱いていることが推測された。なおこのアクセスブロックは現在も解除されていない。
- 16.原告は、13.に示す主張に関して、同年6月の握手会にて被告1吉田竜央に苦情を伝え、さらに「被告3のサービスを利用する被告1としては、被告1側により定めた運用規定があるはずであり、それに対応す



る被告1の苦情相談窓口があるべきである」とも伝えた。しかし、吉田は「あくまで被告3のサービスであり、被告1は感知しない。苦情相談窓口などない」と言って、話にならなかった。

17.実態として、被告1及び被告3のどちらにどのような権限があるのか判然としない。しかし、原告が被告1関係者の書き込みに対するコメントとして投稿した場合、そのコメントが削除されることが頻繁にあった。このため、そのコメントをコピーし原告自らの投稿としたことも同様に頻繁にあるが、原告自らの投稿が削除されたことは原告の記憶にはない。このことから、吉田の説明とは異なり、被告1が独自の基準を定めてコメントを削除していると考えられ、それに関する疑いの余地はほとんどない。そして原告のこのような苦情が、少なくとも被告1にとっては不都合であったため、**第1号証**に示すしうちを受けるに至ったと原告は推測する。

18.いずれにせよ、**甲第1号証**に示す状況に至り、被告1または被告3の何れかが個人情報保護法の規定に反し、原告の何らかの個人情報を収集の上、原告に対して判断を加え、原告に関して保有する個人情報データベースを書き換えた結果、原告の表示のみが見られなくなる細工が為されたと原告は確信する。これは個人情報の目的外利用であり、原告の言論の自由を奪うものである。

19.同年4月29日の握手会において、被告1戸賀崎に対して、メンバー達がGoogle+においてアクセスブロックしてくるのは明らかにおかしいと、原告は抗議を申し出た。そこで戸賀崎は寺門に電話した。そしてその回答として、「メンバーは原告を嫌っている」と原告に伝えた。しかし原告は、原告のこれまでのメンバーとの交流の経緯から、メンバーが原告を嫌っているはずはないとして譲らなかった。

20.すると戸賀崎は、「本当にメンバーが原告を嫌っていたら、原告を出入

禁止にする」という条件を提示した。原告は、メンバーが原告を嫌っていない確信はあったが、被告1が策略を練り、メンバーが原告を嫌っていることとして原告を出入禁止にする策略もあり得ると考え、戸賀崎の提示する条件に非常に不安を覚えたが、賭けと思いこれを了承した。その上で戸賀崎はメンバーのところに実情を聞きに行った。

21. 戸賀崎による所属メンバーへのヒアリングの結果、「メンバーは原告の言い方などがきついで怖がってはいるが、嫌ってはいない。原告はよく応援しており、大勢のメンバーに知られている。今後とも応援して欲しい。出入禁止にはしない。」と説明を受けた。原告は「怖がっている」という表現について理不尽な点もあったが、少なくとも嫌われてはいないとの確信は持てた。この結果、被告1内部において、寺門をはじめとして原告を排除しようとする動きがあることを原告は認識した。

22. また原告は戸賀崎に対して、秋元康が原告をアクセスブロックしていることについても苦情を言ったが、「秋元先生はスマホの使い方も覚束なく、アクセスブロックのやり方などわかるわけがない」と説明した。個人事務所を開設し秘書もいるであろう秋元康に関しては、理屈にならない理屈であると原告は考える。また、メンバーからの原告へのアクセスブロックに関しても、被告1における強要が推測されたために苦情を言ったが、戸賀崎は逆に「それはメンバー個人がやっているのだろう」と返答した。秋元康の場合は個人がやっているわけがないと断定した上で、メンバーの場合は個人がやっているとは断定できる理由などなく、原告には戸賀崎が何らかの作為を隠蔽していることが推測された。

23. 同年6月、原告は日立製作所を懲戒解雇され(不当解雇と考えている)、そのままドイツに行き亡命申請をおこなった。このため翌年、平成25

年7月に強制送還となるまで、原告はドイツにいた。(ドイツも調査資料を紛失した上で一切の抗弁を認めないなど、ドイツ法にない運用を原告に対し行ったことを記載しておく)

24. 日立製作所を懲戒解雇となる前後より、原告は Yahoo!ファイナンス 6501 日立製作所のところに、日立製作所による法律違反行為を告発する内容を頻繁に書き込んでいた。そして同年6月5日より、当該掲示板に、“名もない芸能関係者 Unknown Producers”を名乗る者が、「メンバー（原告には岩田華怜を想起させられた）に対するファンレターを毎日のように受け取っているが、迷惑であり送付を中止せよ」との旨の記載を、名誉毀損及び侮辱、脅迫的な言葉を交えて、同年9月28日までに、合計50回という執拗な回数とした（甲第2号証）。

25. 原告はインターネット上に実名にて自分の主張を記載しているために、さまざまな侮辱を受けることがあるが、それはすべてインターネットに記載している内容や、それらを揶揄した風評に関してである。然るにこの投稿に関しては、「ファンレターを毎日のように受け取っている」という、約4ヶ月弱の長期に渡って執拗に繰り返された。確かに原告は何度か、岩田華怜に対してファンレターを送付している旨を記載していたが、一般のインターネット利用者は実物のやりとりが見られないために、それが真実かどうか判然としないはずである。それに対して数度軽く揶揄することは可能であっても、約4ヶ月弱にわたる抗議活動に結びつくとは考えづらい。このため、この行為の動機を考えると、ファンレターを実際に受け取っている者でしか、ここまで執拗に書けるものではないと原告は考える。またその記載内容において、原告が日立製作所在職時に社用封筒を利用していたことや、A4で30枚送付したこともあるなどをはじめとして、原告がインターネット上には絶対に掲載していなかった事実がいくつも書かれていることから

も、この内容は被告1関係者による投稿であると原告は断定する。なお蛇足であるが、社用封筒を利用していたのは、個人的な経費節減の意味もあったが、同時にAKB48内部にて日立製作所の評判を上げたいという善意の意図があったことも、あらぬ誤解を招かないために記載しておく。

26.このため原告は、被告1による原告に対する個人情報漏洩及び名誉毀損が疑われ、即刻社内調査すべき旨を、被告1に対して電話したり、被告1住所に質問状を送付したり、被告1関係者である秋元康事務所に書留を送付したり、被告1スタッフ内でGoogle+アカウントのある戸賀崎らのコメント欄に苦情を書き込むなどして、再三再四に渡り申し入れた。しかし、電話に出た被告1担当者吉田竜央は、電話口にて、「原告はAKB48のファンの中で有名であるために、ファンの誰かが書いたのであろう。被告1は絶対にそのようなことはしない。」として取り合わなかった。また、秋元康や戸賀崎からの連絡や、被告1からの書面回答などは一切なかった。

27.本件については、原告は帰国後、平成25年7月の握手会で被告1戸賀崎に対し、**甲第2号証**の内容を纏めた書面を提示して、問題である旨を抗議したが、やはり「被告1は絶対にそのようなことはしない。」と取り合わなかった。それどころか、「原告は文句を言い過ぎることが問題である」などと言い、自社に非がある可能性を検討さえせず、非常に不誠実な対応を行った。

28.この日の戸賀崎との面会は、被告1及び被告2が共同で運営するAKB48握手会の、「支配人部屋」において行われたものである。平成25年6月より「支配人部屋」の運用が代わり、「支配人部屋」には被告1に対して事前抽選メールを送付して、当選した者だけが参加できる仕組みとなっている。原告は平成25年7月の握手会で戸賀崎の回に

当選したから面会できたのである。そしてその後原告は、戸賀崎をはじめとして他の“支配人部屋”に何度申し込んでも、全て落選する状態となっている。然るに、インターネット上では、“支配人部屋”にはそれほど並んでなかった、原告は意図的に落とされたのだろうとの噂が何度も記載されることとなった。原告も意図的に落とされたと考えている。意図的に落とされたのが事実であれば、これもまた被告1による個人情報の目的外利用であり、意見のあるユーザーの主張を聞かない被告1の体質には問題がある。

29.時系列が前後するが、原告は、ドイツ在住時の平成25年4月に、インターネットより、被告3に対してGoogleプレイス上にて質問した（**甲第1号証**）が、現在に至るまで解決に至る回答がない。

30.原告は、同年7月の帰国後、なんとか再就職を決めて費用を捻出し、平成25年11月23日、約1年半ぶりに岩田華怜と握手するに至った。

31.原告は、**甲第2号証**に示す匿名の書き込みは被告1に拠るものであると確信していたため、岩田華怜にファンレターが渡っているのか不安であり、かつ、渡っている場合も、岩田華怜は苦痛と思わず読んでいるのかどうか不安であった。

32.このため、原告は岩田華怜に再会して初めての握手において、ファンレターが読めているかどうか聞いた。すると岩田華怜は曖昧な返事をした。このため、原告は握手後に被告1事務局に出向き、担当者郡司善孝に対し実情を聞いた。すると郡司は、ファンレターを渡していると証言した。また2回目の握手時に、岩田華怜に再度問いただしても、ファンレターが渡っていないとは言わなかった。（**甲第5号証**）

33.その直後、岩田華怜に対して原告が、どうせいい返事がもらえるわけがないと思いつつも、いわばお約束と思って、「8年後か10年後かわからないけど、結婚してください。」と言ったところ、岩田華怜は「ホ

ントそういうのやめてください。迷惑なんで・・・」と言って、そこで岩田華怜は握手終了のサインをして、原告は握手レーンから追い出されてしまった。(甲第5号証)

34.原告はショックであったが、帰宅の後、岩田華怜が握手の後に泣き崩れてしまったことを知った(甲第7号証)。原告は、これまでの経緯にかんがみ、原告のことが嫌いで岩田華怜が泣いたのではなく、被告1に本心でないことを言わされたために泣いたと確信する。

35.なお、甲第7号証には、被告1の雇用するOJS係員の談話として、「岩田華怜に対して罵声を浴びせたファンがいるために岩田華怜が泣いた」旨が記載されているが、原告が上記やその詳細として甲第5号証に示すとおり、原告は罵声や暴言は一切述べていない。述べていないからこそ原告は被告1及び被告2から出入禁止措置を宣言されていないのであり、OJS係員が「罵声を浴びせたファンがいる」と本当に言ったのであれば、これもOJS係員ひいては被告1による、原告に対する名誉毀損であると原告は主張する。

36.原告は、甲第4号証に示す通り、岩田華怜に対して1年半という長期不在の後に会うけじめとして、11月23日の握手会前に事前に「結婚してください」という心づもりをしており、それはファンレターにも記載していた。また甲第4号証は、甲第2号証の主張が真実であればファンレターは渡っていない可能性があったため、ファンレターの内容をブログとしてもインターネット上に掲載しているものである。12月1日の郡司発言からも、被告1は原告のブログ内容を事前にチェックしていたと想定されるため、甲第4号証は内容を被告1はインターネットから取得し、原告から「結婚してください」との言葉が出れば拒絶するよう、被告1より岩田華怜に対して指図が出ていた可能性も十分考えられる。

- 37.翌日になって、原告は、岩田華怜が泣いたのは原告のせいとは思えなかったが、また握手会途中で岩田華怜が泣くようなことになっては、岩田華怜にとっても、また握手会の進行上も申し訳ないと思い、対案（**甲第6号証**）を用意し、岩田華怜と握手する前に被告1事務局に向いた。
- 38.しかし、被告1郡司は、**甲第6号証**を検討することなく、被告2担当者も呼び、被告1被告2共同として、原告に対し、「岩田華怜は原告のことを嫌っており、ファンレターは渡していなかった。今後岩田華怜とは一切握手させられない、またファンレターも受け取れない。」と告げた。特にファンレターに関しては、前日の主張を変えたのである。
- 39.なおこのため、原告は現在ファンレターの内容をブログに掲示するのみで、ファンレターを被告1には渡していない。しかしブログへの記載は毎日継続している。
- 40.郡司はさらに、原告に対し、「岩田華怜には原告がドイツにいた時点よりファンレターを渡していなかった」と告げた。しかし、被告1が取り決めるファンレター・プレゼント受領の運用には、メンバーに対してファンレター・プレゼントが渡せない場合は、渡せない旨を送付者に告げることが定められている（**甲第9号証**）。この運用は個人情報保護法を基にしたものであり、その運用を無視した上で、原告のファンレターが岩田華怜に渡っていなかったのであれば、被告1はファンレターという原告の個人情報、とりわけ思想情報を何ヶ月にも渡り不正に収集していたこととなる。
- 41.また、ファンレターが岩田華怜に本当に渡っていなかったのであれば、その間ファンレターが渡っていると祈りながら、1日と欠かさずファンレターを書き続けた原告の精神的苦痛は極めて大きなものとなる。
- 42.また、岩田華怜にファンレターが渡っておらず、岩田華怜は原告を拒

絶していたという郡司が主張する内容は、**甲第2号証**に示す、1年前の匿名の書き込みの主張と全く同じであり、被告1が原告に関して保持する個人情報の漏洩が組織的に行われた可能性が高い。加えて、被告1による原告に対する組織的な名誉毀損や侮辱、脅迫である可能性も高く、極めて問題であると原告は考える。

43.しかし、本当に岩田華怜が原告を嫌い、岩田華怜に何ヶ月もの間原告のファンレターが渡っていなかったとすれば、岩田華怜は原告に関して長期に渡りなんらの情報も取得していなかったのであるから、原告と1年半ぶりに会い、握手券5枚、計50秒の握手において一言「結婚してください」と言われたところで、聞き流して我慢すればいいだけである。人間は、嫌いな者からは何を言われても、腹は立つことはあっても傷つかないものである。岩田華怜は中学3年生といえども、アイドルとして2年半以上の経験を積んでいるのであるから、よほど高圧的に誹謗中傷されることでもない限り、その程度のノウハウは身につけていると考えるのが妥当であり、原告の発言のみから泣くに至るまでに心が傷つくとは考えづらい。

44.そして、被告1郡司は当初はファンレターを渡していると言い、岩田華怜も否定しなかったのであるから、岩田華怜に対してファンレターが渡っていなかったというのは、被告1が事後に辻褃を合わせた作り話であり、原告のファンレターは岩田華怜に渡っており、岩田華怜はファンレター或いはブログにて、原告の情報を収集していたと考えるほうが妥当であると原告は考える。だからこそ、岩田華怜は1年半ぶりに原告と会ったにもかかわらず、原告に対する記憶が薄れているどころか、むしろ原告と会話した内容に対して、他のファンには感じないほどに感情が揺さぶられ泣くに至ったと、原告は推測する。

45.以上の推測から、原告は、被告1は、実際は既に渡ってしまったファ



ンレターを返還できないだろうと思いつき、翌 25 日に、被告 1 に対して「岩田華怜に対する大西秀宜からのファンレター、贈り物等の返還請求書」(甲第 8 号証)を作成の上、被告 1 劇場係員に手渡した。すると想定した通り、被告 1 は甲第 9 号証にてファンレター返還の運用を規定しているにも関わらず、現在に至るまで原告に対してファンレターを 1 通たりとも返還できていない。

46.11 月 23 日の記載に戻り、岩田華怜の握手レーンには、インターネット、twitter 等の証言から、他のレーンにも増して警備員が大勢いたらしいことが読み取れた。原告は犯罪やそれに準じる行為を被告 1、被告 2 に対して行っていないのであるから、被告 1、被告 2 がインターネット、ファンレター等から原告の行動を予測し、警備員を増強させたのであれば、それもまた原告に対する個人情報 の 不 当 利 用 かつ 威 圧 行 為 であり、問題である。また、11 月 24 日は原告自らが岩田華怜の握手レーンに、他レーンに増して警備員が配置されているのを確認しており、12 月 1 日にはさらに、被告 1 及び被告 2 のスタッフが原告を尾行していたことまで確認している(甲第 10 号証)。

47.12 月 1 日に行われた握手会において、原告は郡司と会話したが、「岩田華怜と握手させることはできず、交通費を含め返金したい」旨を受けた。さらに郡司は、「返金しなければまたブログに書かれる」とも言った(甲第 10 号証)。この発言から、被告 1 が原告のブログ内容をチェックしていることが明らかとなった。

48.また郡司は、「仮に直近は無理としても 2 月 22 日の握手は認めて欲しい」という原告の主張に対しても、それは認められないと言った。インターネット上からの情報では、違反行為が見つかって出入禁止措置を受けたファンであっても、昨年お盆に発覚して今年の年明けに解除となっている。都合 4 ヶ月半である。にもかかわらず、原告は違反行

為もなく出入禁止措置も受けてないにもかかわらず、3ヶ月先の握手を拒否され、さらにそれ以後の握手券の購入までをも拒絶されるとすれば、不当に重い措置であると原告は主張する。

49. 同月12日に、原告がAKB48公演を“ロビ観”にて鑑賞した後帰路についていると、劇場裏で大勢の、被告1と懇意にしているファンらに囲まれた。その中で、ファンKから、「①岩田華怜は原告を本当に嫌っている。②手紙が以前より岩田華怜に渡っていない旨は、自分が応援していた元メンバーや、劇場の郡司から聞いた。③岩田華怜に固執せずに、自分のように違うメンバーに応援するメンバーを変える“推し変”してはどうか。」との提案を受けた。この内容は、聞いて1時間以内と、記憶が新鮮なうちに原告はブログに記載（甲第11号証）しているもので、大筋で間違いはないはずである。

50. 被告1は、以上に述べたようにこれまで原告に対して嫌がらせ行為を組織的に執拗に行ってきたと原告は考えている。これは同じメンバーに固執する特定のファンに対して、メンバーに対して業務命令として、メンバー自身から辛く当たらせることを強い、ファンが自主的に当該メンバーを嫌うことで“推し変”を推奨し、ファンが一人のメンバーに固執することがなくなるように調整することで、ファンの恋愛感情をCDやグッズ等への支出に向かわせているのだと、原告は推測する。被告1の業務プロセスに則り、被告1は原告に対して力づくで岩田華怜からの“推し変”を試みてきたが、原告は他のファンと異なりどうしても“推し変”しないと判断したため、“推し変”を促す実行役をファンKらに託したのではないかと、原告は推測する。

51. 甲第11号証にも指摘しているとおり、「被告1に属する郡司がファンKに対し、原告の行為に対する岩田華怜の感情を喋ったのであれば、それは被告1による原告の行為に関する個人情報漏洩である」との見

解を、原告はブログに記載した。するとファン K は発言した言葉を翻して、「劇場の郡司から聞いたと原告が以前にブログに書いていたことを自分は言い返しただけであり、原告が言っていることは 80%嘘である」と主張してきた。しかし、原告がブログに書いていたことをファン K が言い返したのであれば、原告はファン K が「自分が応援していた元メンバーから聞いた」などとする発言を聞くはずはないため、原告はファン K に対し、既に発言してしまった内容を撤回し、なかったものとした意図を感じる。ファン K の発言内容はファン K にとってそれほど不利なものではないが、被告 1 にとっては非常に不利なものであることから、その撤回の意図の真意として、原告は被告 1 とファン K らの結託した作為を感じる。

52.平成 25 年 12 月以降、AKB48 ファンらは、原告に関してインターネット上にさらなる名誉毀損及び侮辱を記載するようになった（甲第 12 号証）。被告 1 の行為は全て正当との前提に立脚した上で、さらに拡大解釈したものであり、原告の言い分を全く考慮しておらず、原告は多大な迷惑を蒙っている。

53.またその結果、平成 26 年 1 月に、江戸川乱歩賞受賞作家森雅裕により、原告をモデルとして、原告に対する名誉毀損が疑われる小説が掲載され（甲第 13 号証）、その内容についても AKB48 ファンらに知られるに至り、原告の名誉は著しく毀損されている。なお、現在当該小説については相手側弁護士と交渉中である。

54.以上のような事実から、原告は AKB48 のファンの間で有名であるため、原告が当該握手券に関して被告 1 及び被告 2 から正当な理由なき債務不履行を受けることにより、原告がインターネット上などでさまざまな名誉毀損及び侮辱行為を受けたことには因果関係がある。当該債務不履行を被告 1 及び被告 2 が公表しなくとも、甲第 10 号証に示

すとおりに、原告のブログでの記載内容を被告1が把握していることは明らかであり、原告が被告1及び被告2より債務不履行を受けたことを、仮に原告がいかなる脚色を加えて隠蔽したとしても、ファンは原告が債務不履行を受けたことを容易に認知でき、その結果原告が名誉毀損及び侮辱を受けることを、被告1及び被告2は十分に予見できたと原告は主張する。

55. また被告1は、原告がドイツから電話したときに、「原告はAKB48のファンの中で有名である」ことを理由に、**甲第2号証**により疑われる、原告に関する個人情報漏洩についての社内調査を怠った。この事実からも、被告1は、原告に対して債務不履行を為した場合に、その事実がファンの中で公知になることを認識していたことが裏づけられる。

56. 平成25年11月24日以降、原告は被告1、被告3に対して書面や口頭により質問をした（**甲第8号証**、**甲第14号証**、**甲第15号証**）が、被告1、被告3ともそれらに一切答えていなく、原告がファンから名誉毀損を受けている現状、極めて誠意に欠ける対応を受け続けている。

57. さらに、平成26年1月18日に至り、原告は被告1所属メンバーの佐々木優佳里より、Google+上にてアクセスブロックを受けるに至った。原告は同月14日、原告ブログにおいて、佐々木優佳里にも恋をしてしまった旨を書いたが、翌15日にインターネット“2ちゃんねる”にて、佐々木優佳里にも警備員をつける旨の記載が為された。そして18日にアクセスブロックされることとなった。（**甲第16号証**）

#### 第4 原告の主張および想定されること

1. 被告1は、現在日本で最も売れているアイドルグループを運営している会社であり、その行動は常に話題にされている。その被告1が、原告をはじめとしたCDの購入者、またCDの購入契約をしていなくと

も Google+サービスを利用する者に対して、事前に掲示していない何らかの個人情報を収集した上で恣意的に判断を加え、握手券を債務不履行としたり、Google+などのサービスに制限を加える原因とするのであれば、極めて問題である。

2. また、原告に関する個人情報を被告1が被告2に告げることは、たとえばメンバーが個人的に考えている内容の伝達であれば許容されると原告は思うが、逆にメンバーの意思に反し、被告1の組織としての判断として原告に関する個人情報を被告2に対して告げるとすれば、被告1は個人情報保護法に規定する個人情報の不正取得（思想、センシティブ情報の取得）及び目的外利用及び第三者提供に該当し、また被告2は個人情報の不正取得に該当すると原告は考える。
3. 被告1は、AKB48のファンからすればいわばマスコミのごとき絶対的な存在である。このため、仮に被告1が原告に対して不法行為をしており、それを原告が一般のファンに対して声高に主張したとしても、一般のファンはその内容を考察することなく、被告1が正しく原告が誤っていると判断してしまう存在である。だからこそ、被告1が正当な理由なく抗弁も認めることなく、原告らユーザーに対して不利益を与える措置を行うことは、社会的責任から考えても極めて問題である。
4. 原告は、これまでに触れてきた事実から、被告1内部において、被告1の運営方針として、未成年も含めたメンバーに対して意図に反した強要が恒常的に行われている可能性が極めて高いと感じている。そして、岩田華怜は意図に反した発言を強要された結果、平成25年11月23日に泣くに至ったと考えている。それが事実であれば極めて問題である。
5. 被告1内部において、意図に反した強要が行われていると原告が考えるひとつの公知例として、平成25年1月、被告1が他芸能プロダクシ

ョンと共同で管理する峯岸みなみが、不祥事を機に丸坊主にするという事件が起こり、日本に留まらず世界を騒がせるに至ったことを挙げる。いくら不祥事を起こそうが、成人未婚女性が自発的に丸坊主にするというのは常識的に考えておかしく（出家程度しか考えづらい）、被告1において労働基準法を越えるペナルティとして、人権を侵害する強要が行われたと原告は考える。そして被告1内部において全体的にそのような体質がまかり通っていると原告は推測する。

6. そして、被告1における運営方針による理不尽な強要の結果、原告をはじめとする、メンバー及び被告1の内部組織の問題点までも改善したいと常々考えている、良心的なファンの名誉までもが徹底的に毀損されるのであれば、被告1のビジネスはファンを選別し良心的なファンをないがしろにするものであり、社会的に非常に問題である。
7. もちろん、AKB48をはじめとしたアイドルが“恋愛禁止”を掲げるのはビジネス的に必要であることは原告も理解する。しかし、原告1は所属メンバー本人の意向に反してまで恋愛感情を引き裂くべきものではない。被告1にできることは、あくまで所属メンバーの公における行動の規制であり、プライベートにまで踏み込むのは人権侵害である。そして、善良なファンの持つ恋愛感情はいうまでもなく自由であり、それに対して被告1が妨害行為を行うとすれば明らかにおかしい。
8. 1年半前に為された**甲第2号証**に記載された内容が、1年以上経った昨年11月24日になり、被告1郡司から事実として原告が聞かされたり、平成26年1月18日に至り、被告1所属メンバーの佐々木優佳里より原告がGoogle+上にてアクセスブロックを受けるに至った、**甲第16号証**に示す経緯を総合するに、被告1所属メンバーによる原告への辛辣な対応に至る流れとして、被告1内部でマニュアルがあるのではないかとさえ思われる。その流れとは、インターネット上にて匿名

にて警告 → 処分実行，というものである。どうも，被告1においては，問題と判断したファンに対し，このようなプロセスで対処しているのではないかと原告は推測する。しかしいくら匿名により記載したとしても，そのような警告の伝達手段を，個人情報取扱事業者である被告1が，大勢の目に触れるインターネット上に求めるとすれば，それは明らかに個人情報の漏洩であり違法行為である。またその伝達は一方的な通告であって，ファンに対して抗弁の機会を一切与えていないのも問題と考える。

9. 結果として，被告1により原告が受けた対応は，個人情報保護法違反，プライバシー侵害，名誉毀損，侮辱，脅迫の可能性が高く，さらには信用毀損や威力業務妨害も疑われ，さらに被告1は所属メンバーに対する強要等の可能性もあり，被告1はさまざまな問題を孕んでいると原告は考えている。
10. なお，個人情報保護法は，事前に宣言した情報しか取得せず，その範囲内でしか個人情報を利用しないことを規定していることから，当該法は，基本的人権の平等権を具現化したものであると原告は考える。家族経営企業や中小零細企業であればともかく，個人情報を5,000件以上扱う世間に名の通った大企業，とりわけ被告1，被告2，被告3のような日本中に知れ渡った大企業が，恣意的に個人を選別することが許されれば，その措置は広範囲に知れ渡ることとなる。その場合，恣意的に悪意に選別された個人の平等権が侵害されるのはもとより，その措置が広範囲に知れ渡る可能性が高いことから，当該個人に対する名誉毀損に当たる可能性が高くなると原告は主張する。
11. 特に，被告3は電気通信事業者であるため，電気通信事業法第29条第1項第2号において，特定の者に対し不当な差別的取扱いが禁止されている。また電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラ

イン第2章第4条2項一においても、思想をはじめとしたセンシティブ情報は基本的に取得しないものと定められている。これらにもかかわらず、被告3がGoogle+サービスにおいて、原告の思想に対し判断を加え、原告に正当な理由を通知することなく原告の言論の自由に対して制約を加えているとすれば、極めて問題であると原告は主張する。

12.原告は、このような状況のままであることは極めて不当なことと考え、よって、やむなく本訴に及ぶ。

## 第5 損害

極めて著名な企業である、被告1、被告3らが継続して行う上記違法行為等により、原告はインターネット上の不特定多数から厄介者扱いされることとなり、原告の信用は失墜し続け、1年半以上の長期間に亘って原告は著しい精神的苦痛を受け続けることになった。

そして、その前提に加えて、平成25年11月24日に至り、被告1、被告2による債務不履行案件が周知されることになり、さらに大々的に、原告に対してインターネット上の不特定多数より事実とは異なる内容を流布され、原告は極めて著しい精神的苦痛を受けた。

被告1、被告2、被告3が共同で、原告に対して理屈の通った説明をしない上で一方的なしうちを続けることにより、原告が主張する被告1、被告2、被告3側ではなく、原告側に問題があると不特定多数の一般人より不当に思われることとなった。原告の人間性が誤って認知されたままであることは到底看過できることではなく、どのように考えても原告は少なくとも金300万円を下らない損害を蒙った。



## 第6 まとめ

よって、原告は、被告1及び被告2に対し、原告が購入した金3万円に及ぶCD付属の握手券にて保証された握手に関する債務の履行を要求する。同時に原告は、被告1及び被告2に対し、原告に対して課した、CD購入時における握手券選択にあたる制約の一切の撤回を要求する。

また原告は、被告1及び被告3に対して、原告に対する名誉毀損の原因となっている、Google+サービスにおいて原告が見られる表示内容を、一般利用者が見られる表示内容と同一のものとすることを要求する。

さらに、被告1、被告2、被告3に対し、以上に掲げる不法行為による損害賠償請求権に基づいて、共同で、損害賠償請求として金300万円及びこれに対する平成25年11月24日より支払い済みに至るまでに、民法所定の年5分の割合により遅延損害金の支払いを求める。

## 証拠方法

1. 甲第1号証 被告3に対するGoogleプロダクトフォームにおける質問内容
2. 甲第2号証 1年前のインターネット上への50回に渡る匿名書き込み
3. 甲第3号証 握手券ならびに納品書
4. 甲第4号証 岩田華怜への大西ファンレターで結婚に言及したもの
5. 甲第5号証 11月23日の岩田華怜と大西の会話内容
6. 甲第6号証 11月24日の大西のAKSへの提案メモ
7. 甲第7号証 平成25年11月23日の事柄を伝える原告の実名を挙げたブログ
8. 甲第8号証 岩田華怜に対する大西秀宜からのファンレター、贈り物等の返還請求書

9. 甲第9号証 AKB48によるファンレター, プレゼントのご案内告知及び, 劇場備付の記入用紙
10. 甲第10号証 12月1日握手会にてAKSが大西に対して警戒している内容
11. 甲第11号証 12月12日某ファンとの会話内容及びその後のメール
12. 甲第12号証 原告に対するインターネット上での原告の実名を上げた名誉毀損書き込み
13. 甲第13号証 原告をモデルにされると思われる小説
14. 甲第14号証 被告1に対する回答請求書及び配達証明書
15. 甲第15号証 被告3に対する回答請求書及び配達証明書
16. 甲第16号証 AKSが大西の言動に対し2chで通告の後に実行する一例
17. その余は, 追って提出する。

－ 以 上 －